

島根県立横田高等学校後援会内部組織設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県立横田高等学校後援会会則（以下「会則」という。）第4条第2項の規定に基づき設置する委員会の組織・運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 設置する委員会の名称、担任する事務及び事務局は、下記のとおりとする。

名 称	担任する事務	事務局
横田高校地域協働コンソーシアム	横田高校における地域(社会)に開かれた教育課程推進のためのグランドデザイン策定および地域連携・町外連携の実現と、継続性のある仕組み構築	奥出雲町 横田高等学校

(職員)

第3条 委員会に属すべき職員は、横田高等学校後援会長が指名・委嘱する。

2 委員会の委員長は、横田高等学校校長をもってある。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長の要請のもとコンソーシアムマネージャーが招集し、その議長となる。

(ワーキンググループ)

第5条 委員会の下部組織として、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに属すべきスタッフは、委員長の要請のもとコンソーシアムマネージャーが指名、委嘱する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。